

米国における GHG 排出量の開示と内部統制の課題

上 利 悟 史

1. はじめに

サステナビリティ情報の開示に関する国際的な基準の設定が進む中、米国では、2022 年 3 月に証券取引委員会（以下、「SEC」という。）が気候関連情報の開示を求める「規則案」（SEC, 2022）を公表した。「規則案」は、年次報告書において気候関連のリスクに関するナラティブな説明と指標の開示を求めるものであり、新たな指標の一つとなる温室効果ガス排出量（以下、「GHG 排出量」という。）の開示を求めている。

「規則案」に引き続く形で、2023 年 3 月にトレッドウェイ委員会支援組織委員会（Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, 以下、「COSO」という。）は、気候関連情報などのサステナビリティ情報の開示に関する内部統制の構築に向けた補足的ガイダンスとして「COSO ガイダンス」（COSO, 2023）を公表した。「COSO ガイダンス」は、2013 年公表の『内部統制の統合的フレームワーク』（以下、「ICIF-2013」という。）を使った指針である。「ICIF-2013」は既に、財務報告に限らない企業の報告を対象とした内部統制のフレームワークを示していたところ、「規則案」によって気候関連情報の開示の義務化が現実的となる中で、「COSO ガイダンス」が改めて、サステナビリティ情報の開示のための指針を示している。

本研究では、「COSO ガイダンス」が公表された意義と、同ガイダンスがサステナビリティ情報の開示のための内部統制として十分なものであるかどうかについて、「規則案」による GHG 排出量の開示に焦点を当てて検討する。このため、これまでの財務報告に対する内部統制の経緯を確認したうえで、「規則案」における GHG 排出量の開示と「COSO ガイダンス」による内部統制を比較して特徴を明らかにすることで、「COSO ガイダンス」の課題について検討する。

2. 財務報告に対する内部統制

2.1 導入の経緯

米国における企業の内部統制については、多くの企業が外国の政府高官に対して賄賂を含

む疑わしい支出を行っていたとされるウォーターゲート事件を踏まえて注目され、1977 年の海外不正支払防止法（Foreign Corrupt Practices Act of 1977; 102, 以下、「FCPA」という。）により、経営者に対して内部会計統制システムの設計・維持が義務付けられた（八田 2009, 206-207）。その後、1988 年の FCPA 改正により内部会計統制システムを設計・維持していなかった場合に対する刑事罰の要件が明確化され（柿崎 2005, 100-102）、さらに 1991 年に制定された量刑ガイドライン（1991 Federal Sentencing Guidelines）により内部会計統制システムが整備されている場合には一定の刑の軽減を認めることとされた（柿崎 2005, 153-154）。併せて、1987 年に会計不正への対応策をまとめた勧告『不正な財務報告』（National Commission on Fraudulent Financial reporting）において内部統制に関する指針の策定が盛り込まれたことを受けて COSO が設立され、1992 年に COSO が『内部統制の統合的枠組み』（以下、「ICIF-1992」という。）を策定した。そして、エンロン社による会計不正事件を受けて、2002 年の企業改革法（Sarbanes and Oxley Act of 2002）により、経営者による内部統制評価と監査人による内部統制監査が証券法制の中で義務化された。企業改革法 404 条が求める経営者による内部統制の有効性の評価とこれに対する監査に関し、2003 年に制定された SEC 規則（Management's Report on Internal Control Over Financial Reporting and Certification of Disclosure in Exchange Act Periodic Reports (Release No. 34-47986), II, B. 3）は、経営者による評価で使用したフレームワークの開示を求めている。また、内部統制監査の手続を定める公開会社会計監査委員会（Public Company Accounting Oversight Board, 以下、「PCAOB」という。）の監査基準第 5 号（Auditing Standard No.5; an Audit of Internal Control over Financial Reporting Performed in Conjunction With an Audit of Financial Statements, 2007 年までは監査基準第 2 号）は、監査人が経営者による評価で使用されたフレームワークと同じフレームワークを使用することを求め、当該フレームワークの例示として COSO の内部統制のフレームワークを示している。これにより COSO の「ICIF-1992」が制度的に組み込まれることとなった。

COSO の「ICIF-1992」は 2013 年に改訂されて「ICIF-2013」となり、そこでは、内部統制の目的の 1 つである「財務報告の信頼性」を「報告」とすることで、内部統制のフレームワークの適用対象を、財務報告だけでなく、非財務報告を含むものへと拡大した。この改訂は、「ICIF-1992」で示された内部統制の定義の中核と 5 つの構成要素を踏襲し、内部統制システムの有効性を評価する際に検討する要件も基本的に変更せず（COSO, 2013 八田・箱田監訳 2014, 5）、その中で原則主義のアプローチを採用していること（COSO, 2013 八田・箱田監訳 2014, 207）を踏まえると、「ICIF-1992」による財務報告に対するフレームワークをベースに、これを財務報告以外の報告へと拡大したと捉えることができる。この中であっても、企業改革法によって義務化された内部統制評価と内部統制監査では、改訂後の「ICIF-2013」が利用されている。

2.2 経緯からみえる特徴

上記の FCPA 以降の経緯によれば、内部統制は不正防止を主眼として導入されたといえることができる。また不正防止を強化するために、エンロン社の事件への対応を契機として内部統制評価と内部統制監査が導入されたと考えることができる。内部統制監査については、経営者の評価範囲に関わらず、監査人が評価範囲を設定することとされ、このことから、監査人によって直接的に不正な財務報告の芽を摘むための制度であるとされている（町田 2011, 402）。

内部統制評価と内部統制監査の制度化の議論は「ICIF-1992」の策定より前から行われており、SEC は経営者による内部統制の評価と報告を義務付けることを提案してきた（COSO, 1992; 1994 鳥羽・八田・高田共訳 1996, 159-164）。このようなことや、1977 年の FCPA 以降に企業において内部会計統制システムの整備が進展してきたほか、1991 年には連邦預金保険公社改革法（The Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act of 1991, 以下、「FDICIA」という。）により、金融機関に対して経営者による内部統制評価と監査人による内部統制監査が義務化されていた。ここから、米国では、内部統制の議論や実務への浸透が相当進んでいた中で、内部統制評価と内部統制監査の制度化に至っている。他方で、この間、財務諸表監査は既に行われている中で、内部統制の議論が進展し制度化している。このことから、財務報告に対する内部統制の導入は、財務諸表監査を行うためのものではなく、これとは別の理由の、不正防止の観点があったと考えられる。

他方、「ICIF-2013」により、財務報告に限らない幅広い報告が内部統制のフレームワークの対象となり、この中には、財務諸表監査のような保証が行われていない情報も含むこととなった。対象の拡大に際して、「ICIF-2013」は、「ICIF-1992」で示された財務報告に対するフレームワークをベースとしてこれを拡大している。「ICIF-2013」によるフレームワークは、対象とする報告の範囲を拡大し、保証が行われていない情報についてもその対象とする中で、不正防止だけではない色彩も帯びるようになったと考えられる。

3. SEC「規則案」の特徴

3.1 「規則案」の概要

「規則案」の以前から、SEC は年次報告書において、一定の範囲で気候関連の情報開示を求めてきた。1971 年、SEC は、SEC 提出書類の作成において環境法令への遵守に関する財務上の影響を検討すべきとの解釈を公表した後、1975 年に、環境や社会に関する開示事項については、投資家の議決権行使や投資判断において重要でない限り、全ての企業に対して開示を求めるべきではないとの方針を決定した（SEC 2022, 15-16）。1982 年には、既に年次報告書の中で訴訟事項に関する開示事項があることから、環境保護に関する法令に係る訴訟に

についても開示を義務付けるよう SEC 規則を改正している (SEC 2022, 16)。2010 年には、気候変動に関する開示のガイダンス (SEC, 2010) を公表し、SEC 提出書類の既存の開示項目 (事業内容、訴訟手続、リスク要因、MD&A など) において気候関連の開示が求められる可能性があることや、企業が開示の際に考慮する可能性がある特定の気候関連の課題を明確化した。

2010 年以降、気候変動に関連する開示は全般的に増加してきたが、SEC は、その内容や詳細さ、開示場所にはかなりのばらつきがあるとみていた (SEC 2022, 21)。2021 年 3 月の意見募集も踏まえ、SEC は、現在の開示制度では、気候関連のリスクが企業の事業の性質に及ぼす潜在的影響や企業の取締役会と経営陣がこれらの影響をどのように評価し対処しているかについて、投資家が評価できるような、一貫性があり、比較可能で、信頼できる情報を引き出せていないと判断し、これに対して、投資意思決定に有用な情報を引き出すために、気候関連の開示事項と指標の開示を求める「規則案」を提案した (SEC 2022, 22-23)。このように SEC は、気候関連の情報について、「規則案」の公表までは、あくまで既存の開示項目に関連づけて気候関連の情報の開示を求めるにとどめ、投資家一般の投資判断において重要な情報としては位置づけてこなかったところ、「規則案」により、投資家保護を図る必要がある重要な情報へと見解を変更したことがわかる。

「規則案」は、企業の事業や連結財務諸表、バリューチェーン全体に対する実際の、または潜在的な負の影響である「気候関連リスク」について、「ガバナンス」、「戦略、ビジネスモデルおよび見通し」、「リスク管理」、「GHG 排出量」、「気候関連指標」、「目標・ゴール」の構成要素に分けて開示を求めている。この情報開示の枠組みは、「気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures, 以下、「TCFD」という。))」が 2017 年に公表した「TCFD 提言」(TCFD, 2017) をモデルにしており (SEC 2022, 41)、構成要素ごとに以下の開示を求めている。

- (1) ガバナンス (Governance) : 「気候関連リスク」に関する取締役会の監視 (①監視に責任を有する取締役会 (または取締役会委員会) のメンバー、②「気候関連リスク」に対する専門性、③「気候関連リスク」の議論のプロセスと頻度、④事業戦略、リスク管理および財務監視の一環として「気候関連リスク」を検討しているかどうか、どのように検討しているか、⑤気候関連の目標を設定しているか、どのように設定しているか、進捗に対する監視状況)、「気候関連リスク」の評価と管理に関する経営者の役割 (①特定の経営者 (または委員会) が「気候関連リスク」の評価と管理に責任を負うか、負う場合にはその者の名前、委員会の名称・メンバー、それらの者の専門性、②当該者に対する「気候関連リスク」の情報の伝達プロセス、③取締役会に「気候関連リスク」に関する情報を報告する頻度)
- (2) 戦略、ビジネスモデルおよび見通し (Strategy, business model, and outlook) : 企業が識別した「気候関連リスク」を、物理リスクと移行リスクに分けて、企業の事業、連結財務諸

表、戦略、ビジネスモデルおよび見通しに与えた影響、および短期、中期、長期にわたり与える影響。内部炭素価格（企業内で使用される炭素排出のコスト）を利用している場合には、その単価、総額、測定境界、価格算定の理論的根拠。「気候関連リスク」の将来の変化に照らした事業戦略の弾力性として、シナリオ分析を行っている場合は、使用したシナリオ、前提、予想される主要な財務的影響。

- (3) リスク管理 (Risk management) : 「気候関連リスク」を識別、評価、管理するプロセス。当該プロセスが企業の総合的リスク管理システム (overall risk management system) に統合されているかどうか。「気候関連リスク」の管理戦略の一部として移行計画を採用している場合は、当該計画の説明 (物理・移行リスクを特定、管理するための指標と目標を含む)。
- (4) 気候関連指標 (Climate-related metrics) : 財務諸表注記において、①物理リスクや移行リスクなどが連結財務諸表の勘定科目に及ぼした影響額、②これらのリスクなどへの対応のために支出した金額、③これらのリスク等による会計上の見積り・仮定への影響
- (5) GHG 排出量 (GHG emissions metrics) :
 - ① GHG 排出量の Scope1 (自社排出分)、Scope2 (他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出分)。Scope3 (Scope1 および Scope2 以外の間接排出分のことで、主に事業者の上流および下流の活動に関連する他社の排出分) は、重要な場合または目標を設定している場合に記載。
 - ② GHG 排出量は、直近およびファイリングの連結財務諸表に含まれる過去の会計年度について、7 種類 (二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の種類ごとおよび合算を記載。オフセットの影響を除く。
 - ③ GHG 排出量の計算に使用された方法論 (組織的・業務上の境界の決定、計算方法など)、重要なインプット、前提条件を記載。第三者からのデータを利用している場合には、データソースや当該データの取得・評価のプロセスを記載。
 - ④ Scope1、Scope2 の開示の境界は、連結財務諸表に含まれる報告範囲と同じ。また、Scope1、Scope2、Scope3 (開示される場合) について、連結財務諸表の総収益および生産高当たりの度合いも開示。
 - ⑤ Scope3 については、上流・下流のカテゴリごとの排出量、計算に使用したデータソース。また、Scope3 は、セーフハーバールール (Scope3 が合理的根拠なく開示されたことなどが示されない限り、虚偽とはみなされないルール) の対象。
 - ⑥ 第 4 四半期の GHG 排出量について、実際のデータを合理的に入手できない場合には合理的な推定が可能 (後日、推定値と実績値とで重要な差異があれば、確定値を報告する必要)。
- (6) 目標・ゴール (Targets and goals) : 設定している場合には、気候関連の目標またはゴー

ル（GHG 排出量の削減、エネルギーや水の使用量など）

3.2 GHG 排出量の開示の特徴

「規則案」は GHG 排出量を重要な指標として位置づけている。GHG 排出量の情報が投資意思決定において重要であるとする理由について、SEC は、企業における「気候関連リスク」のエクスポージャーや低炭素経済への移行能力を投資家が評価するのに役立ち、企業の気候関連リスクや移行リスクという、企業の財政状態や経営成績に影響を及ぼすリスクのエクスポージャーに対する洞察を提供するとしている（SEC 2022, 154）。特に低炭素経済への移行は、排出コストや高排出活動を縮小する必要性から、企業のキャッシュフローに対する直接的なリスクとなるほか、資産の早期償却や切下げ、準備金の調整が求められる可能性があること、Scope1 や Scope 2 の開示は低炭素経済への移行による資産の陳腐化や不良化の可能性が高い企業を投資家が特定することを可能とし、そのような座礁資産（stranded asset）を適切に減損処理しているかどうかを確認できるとしている（SEC, 2022, 352）。さらに、企業の自己資本の価値は将来キャッシュフローから算出されるため、GHG 排出量の開示は、投資家が将来キャッシュフローに伴うリスクを現在の資産価値に織り込むのに役立つとしている（SEC, 2022, 359）。このように「規則案」は、将来的に低炭素経済に移行する可能性を前提に、GHG 排出量を、企業の潜在的なリスクを評価し、将来キャッシュフローの予測に資する情報として位置づけている。

また、「規則案」は、企業が「気候関連リスク」を緩和するための移行計画を採用している場合には移行計画の内容や、排出量の削減目標を設定している場合にはその目標を開示することを求めており、GHG 排出量の情報はこれらの情報と合わさることで、気候関連の機会に向けた情報にもなり得る。たとえば、低炭素経済に向けたビジネスモデルへの転換を進めた結果、GHG 排出量の削減の計画と実績とを示すことで、GHG 排出量の削減が推進していることを示すことができれば、それが証券市場から好評を博し、また、取引先や販路の拡大につながると考えられるからである。

以上から、「規則案」は GHG 排出量を、潜在的なリスクを示すとともに、機会についても示しうる指標として、将来キャッシュフローの予測に資する情報であるとしていると考えられる。

このような情報である GHG 排出量について、「規則案」は、様々な情報開示を求めている。

まず、GHG 排出量の開示には、様々な方法論や前提条件、多くの推定が含まれること、また第三者（電力会社など）からのデータも含まれること（SEC 2022, 220）を踏まえ、GHG 排出量の算定に使用された方法論やインプット、前提条件、第三者からのデータを利用して、いる場合にはそのデータソースや評価のプロセスの記載を求めている。

また、Scope1 と Scope2 の排出量に対して、「規則案」は証明を求めることを提案してい

る (SEC 2022, proposed 17 CFR 229.1505 (a))。この理由について、SEC は、GHG 排出量には、様々な方法論や前提条件、多くの推定が含まれていること、また、第三者（電力会社など）からのデータも含まれていることから、これらの開示に対して証明業務実施者による証明を求めることで、開示される数値だけでなく、これらの数値に到達するために使用した前提条件、方法論、データソースに関して、投資家にさらなる信頼性を提供することになるとしている (SEC 2022, 220)。また、GHG 排出量は一般的に、財務報告に係る内部統制の対象となる企業の帳簿や記録から作成されず、監査手続の対象とはならないことから、信頼性を高めるために、GHG 排出量の情報に対する証明を求めることは適切であるとしている (SEC 2022, 220-221)。これらの点から「規則案」は、GHG 排出量自体に対して第三者の証明を求めることで、間接的に、GHG 排出量の作成プロセスの信頼性を高めることを企図していると考えられる。

また、SEC は、GHG 排出量を SEC 提出書類 (Form10-K) に記載する場合には、「開示・統制手続」¹⁾の対象になるとしている (SEC 2022, 219)。「開示・統制手続」は会社内の手続であるところ、SEC がこれに加えて独立した証明業務実施者による証明を求めていることを踏まえると、GHG 排出量に関する情報の作成プロセスの信頼性の確保のためには、会社内の手続だけでは不十分であり、会社外の者が関与する必要性を認識しているといえる。

GHG 排出量の Scope3 については、企業とバリューチェーンの規模や複雑さによっては、Scope3 の排出量の計算に多大な作業負担と費用がかかる可能性があることや、バリューチェーン内のサプライヤー、顧客、その他の第三者からのデータの入手や当該データの正確性の検証が困難な可能性があることを踏まえ、Scope3 の情報に対する証明は求めている (SEC 2022, 229)。しかし、SEC は Scope3 を、移行リスクの全体像をより完全に把握するために役立つとして (SEC, 2022, 166)、重要な場合または企業が Scope3 の目標値を設定している場合には開示を求めている。これに鑑みると、Scope1 や Scope2 について情報作成プロセスの信頼性を高めようとしたように、Scope3 についても、SEC が今後、情報作成プロセスの信頼性を高めるための方策を提案してくることが予測される。また、Scope3 については、バリューチェーンにおける第三者からの情報に対して会社が責任を負うことへの懸念があることを踏まえてセーフハーバーが提案されており、合理的な根拠なく Scope3 の数値が開示されたか、不誠実にそのような数値が開示されたことが示されない限り、虚偽だとはみなされない (SEC 2022, 211)。セーフハーバーが適用となる要件として Scope3 の数値に対する合理的な根拠が挙げられており、これは、情報の作成プロセスが合理的であれば数値自体の正誤を問われないとみることでもある。「規則案」における Scope3 の開示からも、情報の作成プロセスを重視していることがわかる。

上記の証明に加えて、SEC は、GHG 排出量の情報の信頼性をさらに高める観点から、財務報告に係る内部統制報告制度と同様に、経営陣が GHG 排出量の開示に関する統制を設計

してその有効性を評価し年次報告書において表明するとともに、当該統制の有効性に対して証明業務実施者の証明を求めることを検討したが、「規則案」では提案しなかった（SEC 2022, 221-222）。理由について SEC は、経営陣が評価を行うためのガイダンスを策定する必要や、証明のための適切な基準が存在するかどうかを検討する必要があること（SEC 2022, 222）、GHG 排出量の測定と開示が発展途上の分野であり、企業における適正な管理のあり方が不明確であること（SEC 2022, 413）を挙げている。提案されなかったこれらの方策は、情報の作成プロセスの信頼性を直接的に高めようとしたものだと考えられる。

これらのほか、構成要素の「ガバナンス」では、「気候関連リスク」に対する取締役会の監視や経営陣の役割の中で、GHG 排出量に関する内容が含まれることとなり、また、構成要素の「リスク管理」において、「気候関連リスク」を識別、評価、管理するプロセスの開示の中で GHG 排出量に関する内容が含まれることとなる。

このように「規則案」では、GHG 排出量について、それ自体の情報に加え、企業における作成プロセスやリスク管理について、取締役会や経営陣による関わりも含めて記載するほか、GHG 排出量の情報に対する保証によって、情報の作成プロセスの信頼性を高めることが企図された。「規則案」は、取締役会や経営陣の関わりを含む、情報作成のプロセスに関する情報の開示と、証明を求めることで、間接的に、GHG 排出量の開示に対する内部統制を強化しようとしていたと考えられる。

4. 「COSO ガイダンス」の特徴

4.1 「COSO ガイダンス」の概要

2023 年 3 月に COSO が公表した補足ガイダンスである「COSO ガイダンス」は、2013 年に COSO が公表した『内部統制の統合的フレームワーク』（「ICIF-2013」）の 5 つの構成要素（「統制環境」、「リスク評価」、「統制手続」、「情報とコミュニケーション」、「モニタリング活動」）と 17 の原則が、事業体のサステナブルビジネスとサステナブルビジネス情報にどのように適用されるかを説明している。ここで、サステナブルビジネス情報について「COSO ガイダンス」では、組織のサステナブルビジネス活動（組織が継続企業として長期的に存続し、同時に組織の目的達成のために資源を提供するすべてのステークホルダーの期待に応える価値を提供するために行う活動や取引のこと）や取引を反映するデータや情報を意味するとし、いわゆる ESG 情報と同義で使っている。本研究では、ESG 情報を中心とする非財務情報と従来からの財務情報を合わせてサステナビリティ情報と整理し、「COSO ガイダンス」がサステナブルビジネス情報と呼んでいるものをサステナビリティ関連財務情報として使っていく。

「COSO ガイダンス」は、従来型の財務報告とサステナビリティ関連財務情報との属性の違

いとして、報告対象の境界を区切るために支配の基準とするか影響の基準とするか、定量的か定性的か、過去情報が将来志向情報か、という3点を挙げている。また、サステナビリティ関連財務情報を取り巻く課題として、複数の開示基準の存在、規制への対応の迅速化、新しいデータの流れ（収集・要約・分析）の必要性、人材の確保と能力、未成熟な情報システムと構造化されていないデータ、報告プラットフォームやソフトウェアサービスの急増、第三者のデータへの依存、外部保証の要求という7点を挙げている。このような整理の下、「COSO ガイダンス」は、企業がサステナビリティ関連財務情報を開示していくには、データ戦略（data strategy）とデータガバナンス（data governance）を考慮する必要があるとして、「ICIF-2013」を利用したガイダンスを示している。

「COSO ガイダンス」は、「ICIF-2013」の構成要素と17の原則をそのまま利用している。その一方で、全体的なアプローチについては、「ICIF-2013」のプロセスとエコシステムである「目的（objectives）の設定→リスクの特定と評価→統制活動の特定→有効性の評価」のフローをベースとしながら、そのフローの前提として「インテグリティとパーパスに対する組織的なコミットメント（organizational commitment to integrity and purpose）」を追加している（COSO 2023, 11）。COSO はこれまで、「パーパス」を設定することは企業のマネジメントプロセスに属するものとして内部統制の構成要素ではないとしてきた。他方、COSO が内部統制よりも広い領域をカバーするとしているリスクマネジメントでは、COSO が2017年に公表した『全社的リスクマネジメント－戦略およびパフォーマンスとの統合』（「ERM フレームワーク」）の中で「パーパス」に近似している、ミッション、ビジョン、コアバリューという概念を前提にフレームワークを形成している。「COSO ガイダンス」は、サステナビリティ関連財務情報に対する内部統制の構築に当たり、「パーパス」に対するコミットメントの表明を重要な要素とすることで、従来の内部統制にリスクマネジメントの考え方を取り入れていると考えられる。

4.2 内部統制の拡充

「COSO ガイダンス」は、サステナビリティ関連財務情報を ESG 情報と同視し、ESG のトピックの一つとして GHG 排出量を掲げている（COSO 2023, 27）。よって、「COSO ガイダンス」は、サステナビリティ関連財務情報に対する内部統制のガイダンスを示すことで、GHG 排出量の開示に対する内部統制のガイダンスを示しているといえ、その前提で「COSO ガイダンス」を見ていく。

「COSO ガイダンス」は、サステナビリティ関連財務情報の開示に関する主要なリスクは第三者からの情報を利用している点にあるとする。GHG 排出量の算定に用いる GHG プロトコルは排出源に応じた計算を求めており、Scope2 はエネルギー企業から、Scope3 はサプライヤーや顧客から、それぞれ情報を入手する必要があることから、「COSO ガイダンス」が

示した課題に当てはまる。「COSO ガイダンス」は、この課題に対して、構成要素ごとに、以下の対応を示している。

- (1)「統制環境」において、取締役会および経営者は、広くサプライチェーンや第三者の業務実施者を含めて、サステナブル事業活動やその情報システムを支える組織構造を検討する必要があること（COSO 2023, 42）。
- (2)「リスク評価」において、第三者からの情報に関するリスク評価を行う必要があること（COSO 2023, 58-59）。
- (3)「統制活動」において、サプライヤーの業務および表示に対する第三者認証の利用や（COSO 2023, 70）、第三者である業務実施者の内部統制に関する報告書（AICPA による System and Organization Controls（SOC））の利用（COSO 2023, 76）、統制活動に係る方針と手続の設定に当たり、関連会社や投資先、影響力を持つその他の組織を考慮することが重要であること（COSO 2023, 78）。

また、「COSO ガイダンス」は、多くの企業がサステナビリティ関連財務情報を収集したことがないことや、証券市場に対する情報開示の目的としては収集したことがなく、スプレッドシートやメールに依存した情報収集を行っていることを懸念し、以下の指針を示している。

- (4)「統制環境」において、企業内の財務とサステナビリティの部門を超えた協力体制を強化すること、ESG 管理者を設定すること（COSO 2023, 43）。
- (5)「統制活動」において、財務報告に対する既存の統制やテクノロジーを活用することで、データの収集・集約・分析等のプロセスを強化すること（COSO 2023, 72-73）。

これら「COSO ガイダンス」が示す指針は、サステナビリティ関連財務情報の作成プロセスの信頼性を高める観点からのものだと考えられる。

また、「COSO ガイダンス」は、サステナビリティ関連財務情報に対して外部保証が求められることについて、「COSO ガイダンス」による内部統制の構築が外部保証を受けるための前提となるとしている。まず、外部保証を受ける前提として、会社内部における保証と信頼が必要となるとし（COSO 2023, 105）、「統制環境」において、監査委員会や内部監査部門の活用により外部保証の前提となる統制を整備することや、「3 ラインモデル」を引きながら保証に関する内部監査部門の重要性を示している（COSO 2023, 39）。「情報とコミュニケーション」では追跡可能な監査証跡の作成や文書化を重視していること（COSO 2023, 83）、「モニタリング活動」においては、有効な内部監査部門はサステナビリティ情報の統制に関する保証を提供でき、外部の保証業務実施者の作業を促進することができることを示している（COSO 2023, 94）。このような「COSO ガイダンス」の指針は、外部保証に耐えられるよう、サステナビリティ関連財務情報の作成プロセスの信頼性を高めるためのものだと考えられる。

さらに「COSO ガイダンス」は、企業のパーパスやミッションを経営戦略に結びつける手段として「サステナブルビジネス目標 (sustainable business objectives)」を位置づけ、「サステナブルビジネス目標」の達成を阻害するリスクを識別、評価、対応する枠組みを示している (COSO 2023, 50)。「サステナブルビジネス目標」に GHG 排出量の目標値を当てはめると、GHG 排出量が業績評価を測る指標となり、企業は内部統制の中で、GHG 排出量の削減目標の達成に向けたリスクを識別・評価してこれに対応することを検討することとなる。このことは、低炭素経済への移行に向けたビジネスモデルの転換につながり、GHG 排出量の削減を機会として捉えることにもつながると考えられ、この点から「COSO ガイダンス」はリスクマネジメントの考え方を取り入れていると考えられる。

以上から、「COSO ガイダンス」は、財務報告以外の企業の報告も対象となったとはいえ、専ら財務報告のために利用されてきた「ICIF-2013」のフレームワークに、GHG 排出量を持つ特徴を踏まえた対応を付け加えることで「ICIF-2013」を拡充し、GHG 排出量の開示のための内部統制の実質的な指針を示しているといえる。この中で、「COSO ガイダンス」は、リスクマネジメントの考え方を取り込んでいると考えられる。

5. 「規則案」と「COSO ガイダンス」の関係

5.1 GHG 排出量の開示における内部統制の重要性

「規則案」は GHG 排出量について、算定プロセスとリスク管理に関する情報の開示を求め、投資家の評価を受ける環境に置くとともに、GHG 排出量の数値に対する証明を求めることで、間接的に、GHG 排出量に関する情報の作成プロセスの信頼性を高めようとしている。

他方で「COSO ガイダンス」は、「ICIF-2013」の内容を拡充して、GHG 排出量の開示に対する内部統制を構築するための実質的な指針を示している。ここでは「規則案」と「COSO ガイダンス」との関係から、GHG 排出量の開示に当たっては内部統制がより重要となっていることを明らかにしていく。

「規則案」は、上記 3.2 のとおり、GHG 排出量の Scope1、Scope2 および Scope3 の数値だけでなく、それらの数値の算定方法（算定に当たってのインプットや、第三者からのデータである場合のデータソースなどを含む）や、GHG 排出量に対する取締役会や経営層の関わり方、GHG 排出量に対するリスク管理についての情報の開示を求めている。これらの情報開示に対応するための企業内の態勢整備が必要となる。

まず、数値の算定方法に対して「COSO ガイダンス」は、上記 4.2 のとおり、GHG 排出量が第三者からの情報を利用して算定されることや、情報開示までの一連のプロセスが財務情報の場合のように洗練されていないとして「規則案」と同様の懸念に基づき、これに対応するための指針を示している。次に、取締役会や経営層の関わり方の開示に対して「COSO ガ

イダンス」は、構成要素の「統制環境」の中で、取締役会や経営層の責任の明確化や専門知識の活用、サプライチェーンなどを含めた組織構造の検討や報告経路の確立について指針を示している（COSO 2023, 38, 42）。さらに、GHG 排出量に対するリスク管理について「COSO ガイダンス」は、構成要素の「リスク管理」と「統制活動」の中で、リスクの識別と評価、対応を示している（COSO 2023, 50-60, 69-71）。

また、「規則案」が GHG 排出量に証明を求めていることに対して、「COSO ガイダンス」は、上記 4.2 のとおり、外部保証に耐えられるだけの会社内の態勢を整備する指針を示している。

このように、「規則案」が求めている情報開示や証明に対して、「COSO ガイダンス」は情報開示や証明のもととなる企業の態勢整備に関する指針を示している。「規則案」は情報開示というツールを使って間接的に、また「COSO ガイダンス」は「規則案」からの要請に応じて直接的に、企業における GHG 排出量の開示に対する内部統制にアプローチしている。両方のアプローチを合わせると、GHG 排出量の開示に当たり内部統制をより重視していることがわかる。また、「規則案」の情報開示による間接的なアプローチからスタートして、後に「COSO ガイダンス」によって直接的に内部統制に働きかける流れを鑑みると、「ICIF-2013」が広く非財務報告も対象とするフレームワークを示しているとはいえ、これだけでは GHG 排出量の開示のために十分ではなかったことがうかがえる。そこで、開示の義務化をきっかけにして、「COSO ガイダンス」によって内部統制を実質的に拡充しようとしているといえる。

さらに、「規則案」による GHG 排出量の情報の開示は、GHG 排出量に対する取締役会による監視や経営陣による管理といったガバナンスやリスク管理についての情報開示を求め、投資家からの評価を受ける環境に置くことで、低炭素経済への移行に向けた企業の取組みを進め、低炭素経済に沿ったビジネスモデルへの転換につながる可能性がある。つまり「規則案」は、企業実態を描写するだけでなく、企業行動に影響を与える効果もあると考えられる。これに対して、「COSO ガイダンス」は、企業が経営戦略と関連付けながら、GHG 排出量の削減といったサステナビリティ課題への対応を目的として設定し、この目的達成を阻害するリスクを回避・低減するためのフレームワークを示しており、リスクマネジメントの考え方を取り入れている。「規則案」と「COSO ガイダンス」を組み合わせると、GHG 排出量への対応を企業経営に取り込むことに向けて働きかけているといえる。

5.2 「COSO ガイダンス」の課題

「COSO ガイダンス」は、「ICIF-2013」のフレームワークを使うことで、「ICIF-2013」と同様、17 の原則がすべて機能してはじめて有効な「サステナビリティ報告に係る内部統制（ICSR）」が達成されるとしている（COSO 2023, 105）。しかしながら、GHG 排出量という、これまでの財務情報とは異なる性質を持つ情報に対し、「COSO ガイダンス」によって構築

される内部統制により十分に対応できるかどうかを検討する必要があると考えられる²⁾。

「COSO ガイダンス」は、上記 4.1 に記載のとおり、サステナビリティ関連財務情報の開示に対する内部統制の出発点として、「ICIF-2013」が示しているプロセスとエコシステムに「インテグリティ（誠実性）とパーパス（目的）に対するコミットメント」という要素を加え、組織のパーパスに対するコミットメントを表明することが重要であるとしている（COSO 2023, 12）。しかし、このことは、有効な内部統制を達成する要素となる 17 の原則において、明確には示されていない³⁾。組織のパーパスについて「COSO ガイダンス」は、組織が既に有しているミッションステートメントや価値観が参考になると説明していることから、パーパスとは、「ERM フレームワーク」がフレームワークの前提として置いている、ミッション、ビジョン、コアバリューに通ずると思われる。しかし、「COSO ガイダンス」はあくまでも「ICIF-2013」を利用しているために、「ERM フレームワーク」がミッション、ビジョン、コアバリューを位置づけているようには、パーパスを明確に位置づけてはいない。

また、「規則案」の「リスク管理」では、「気候関連リスク」を識別、評価、管理するプロセスが企業の総合的なリスク管理システムに統合されているかどうかの開示を求めており、潜在的なリスクを示す GHG 排出量が与える影響も「リスク管理」の開示対象となる。これについて、「規則案」のモデルとされた「TCFD 提言」は、2020 年に公表された「リスク管理ガイダンス」（TCFD, 2020）の中で COSO の「ERM フレームワーク」の構成要素である「パフォーマンス」に着目し、リスク選好（企業が価値を追求するうえで積極的に受け入れる広範なリスクの種類と量）とリスク許容度（企業が戦略および事業目標の達成に当たり吸収できる最大のリスク量）の考え方を取り入れて経営戦略と具体的に関連付けている⁴⁾。この点、「COSO ガイダンス」では、「機会」を考慮した記載はあるものの、利用している「ICIF-2013」はリスクの回避や低減のためのもので、「ERM フレームワーク」が示すリスク選好などの考え方は取り入れていない。そのため、「COSO ガイダンス」による「ICIF-2013」の拡充は、4.2 に記載のとおりリスクマネジメントの考え方を取り入れてはいるが、パーパスを明確化して GHG 排出量への対応を経営戦略の中で具体的に捉えていくことには限界があり、「規則案」が求める「リスク管理」の開示に十分対応することができないと考えられる。「リスク管理」の開示に対応するためには、COSO ガイダンスの中で、「ERM フレームワーク」における「パフォーマンス」を取り込んだ指針を示すことなどが必要となろう。

また、TCFD は「リスク管理ガイダンス」の中で、上記の統合を行う前提として取締役会や経営陣によるサポートが重要であり、これは戦略の策定だけでなく、トップのトーンやカルチャーの設定がリソースの集約のために必要になるとしている（TCFD 2020, 9）。「ERM フレームワーク」では望ましいカルチャーの定義付けを 1 つの「原則」として設定しているが、「COSO ガイダンス」では、そのような内容を原則として設定してはならず、この点でも課題が残る。

6. おわりに

本研究では、GHG 排出量に焦点を当てて「規則案」と「COSO ガイダンス」を比較した。その結果、「規則案」は、GHG 排出量の算定には様々な方法や第三者からの情報が使用されることを踏まえ、算定プロセスやリスク管理に関する情報開示を求めるとともに、GHG 排出量に対する証明を求めることで、間接的な形で GHG 排出量に関する情報の作成プロセスの信頼性を高めようとしていることがわかった。これに対して「COSO ガイダンス」は、GHG 排出量の特徴を踏まえて、「規則案」の開示に対応できるよう「ICIF-2013」の内容を拡充しており、今般の開示の義務化をきっかけに内部統制の実質的な拡充を図ろうとしたことがわかった。

そして「規則案」が求める GHG 排出量の開示に対し「COSO ガイダンス」によって十分対応できるかどうかについては、課題があることがわかった。「規則案」における「リスク管理」の開示のためには GHG 排出量の影響を評価し、これへの対応を経営戦略に取り込んで業績管理し、リスクだけでなく機会も識別・評価することが必要となるが、「COSO ガイダンス」は、ベースとした「ICIF-2013」が目的達成を阻害するリスクの回避や低減のためのものであるため、リスクマネジメントの指針とするには課題がある。「COSO ガイダンス」が、「規則案」の適用に限っては、「ERM フレームワーク」が示しているリスクマネジメントに踏み込んだ指針を示すことなどにより、経営戦略との関連性を示すことが必要となろう。

米国では、GHG 排出量の開示を義務付けることで、内部統制の拡充を図ろうとしている。GHG 排出量の開示について内部統制が重要な役割を担うことを踏まえると、この内部統制の信頼性を確保すべく、財務報告に対する内部統制評価や内部統制監査と同様のものが必要とされる可能性は十分にあり、ダイレクトレポート方式が取られるかどうか注目される。今後も、米国における議論を注視していくことが重要である。

注

- 1) 「開示・統制手続」とは、証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) に基づいて開示しなければならない情報が記録・処理・要約され、所定の期限までに報告されることを保証するために設計される統制その他の手続のことであり、CEO と CFO が「開示・統制手続」の有効性を評価して報告書を開示することが求められている。
- 2) また、「規則案」が求める GHG 排出量 (Scope1, Scope2) に対する証明は、限定的保証からスタートした後に合理的保証へ移行するとされ、合理的保証の業務では保証サービス提供者が企業の内部統制を検討して理解することが求められており (SEC 2022, 注 604)、この内部統制を「COSO ガイダンス」によって構築できるかどうかの観点も重要となる。

- 3) 構成要素である「統制環境」の中の「インテグリティと倫理観に対するコミットメントの表明」という原則 (COSO 2023, principle 1) において、インテグリティに対するコミットメントを取り上げてはいるが、パーパスに対するコミットメントの表明は取り上げていない。
- 4) 同ガイダンスは、気候関連のリスク管理と企業のリスク管理プロセスとを統合するための最初のステップとして、①企業全体における気候変動に対する理解、②リスク管理の責任部門の特定、③既存のリスクカテゴリやリスクタイプへの気候関連のリスクを分類、④既存のリスク管理プロセスとの適応を掲げ、④の中で、リスク選好、リスクの特定と評価、リスク管理ツールを考慮することを掲げている (TCFD 2020, 5, 12-13)。

参考文献

- 上利悟史. 2023. 「気候関連情報の開示と内部統制の展開－米国のコーポレートガバナンスの特徴－」『サステナビリティ情報と会計・保証・ガバナンスの展開』. 日本監査研究学会課題別研究部会最終報告書.
- 柿崎環. 2005. 『内部統制の法的研究』. 日本評論社.
- 気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) コンソーシアム. 2022. 「気候関連財務情報開示に関するガイダンス 3.0 [TCFD ガイダンス 3.0]」.
- 小西範幸編著. 2013. 『リスク情報の開示と保証のあり方－統合報告書の公表に向けて－』. 日本会計研究学会スタディ・グループ最終報告書.
- 小西範幸. 2018. 「サステナビリティ会計とコーポレート・ガバナンス」『会計プロフェッショナル－八田進二教授退職記念号－』13: 195-214.
- 小西範幸. 2022. 「サステナビリティ情報開示の意義と課題－コーポレートディスクロージャーの確立に向けて－」『青山アカウンティングレビュー』11: 28-32.
- 関口智和. 2022. 「米国 SEC による気候関連開示に関する規則 (案) について」『週刊経営財務』3554: 16-23.
- 橋本尚. 2022. 『国際会計の軌跡』. 同文館出版.
- 八田進二. 2009. 『会計プロフェッションと監査－会計・監査・ガバナンスの視点から－』. 同文館出版.
- 八田進二編著. 2007. 『外部監査とコーポレート・ガバナンス』. 同文館出版.
- 町田祥弘. 2011. 「内部統制監査の課題と展望」(千代田邦夫・鳥羽至英編著. 『体系 現代会計学第7巻 会計監査と企業統治』. 中央経済社).
- 町田祥弘. 2023. 「内部統制報告制度の改訂について」『ディスクロージャー & IR』25: 65-76.
- 山崎秀彦. 2014. 「Form10-K 等を使った「統合報告」の可能性－米国における統合報告の動向－」. 『経済経営研究』35(1): 23-39.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA). 1994. *Special Committee on Financial Reporting: Improving business reporting – a customer focus: meeting the information needs of investors and creditors: a comprehensive report*. AICPA. (八田進二・橋本尚共訳 (2002) 『アメリカ公認会計士協会・ジェンキンス報告書 事業報告革命』. 白桃書房)
- Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO). 1992; 1994. *Internal Control – Integrated Framework*. (鳥羽至英・八田進二・高田敏文共訳. 1996. 『内部統制の統合的枠組み－理論編－』. 白桃書房).

- Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO). 2004. *Enterprise Risk Management – Integrated Framework*. (八田進二監訳. 2006. 『全社リスクマネジメント フレームワーク篇』. 東洋経済新報社).
- Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO). 2013. *Internal Control – Integrated Framework*. (八田進二・箱田順哉監訳. 2014. 『内部統制の統合的フレームワーク』. 日本公認会計士協会出版局).
- Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO). 2017. *Enterprise Risk Management – Integrating with Strategy and Performance*. (一般社団法人日本内部監査協会・八田進二・橋本尚・堀江正之・神林比洋雄監訳. 2018. 『COSO 全社リスクマネジメントー戦略およびパフォーマンスとの統合』. 同文館出版).
- Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO). 2023. *Supplemental Guidance, Achieving Effective Internal Control over Sustainability Reporting: Building Trust and Confidence through the COSO Internal Control – Integrated Framework*. COSO. (八田進二・橋本尚監訳, 堺咲子訳. 2023. 『サステナビリティ報告に係る有効な内部統制 (ICSR) の実現: COSO の内部統制の統合的フレームワークによる信頼と自信の確立』. 一般社団法人日本内部監査協会・公益財団法人日本内部監査研究所).
- Herz, R.H. and B. J. Monterio and J. C. Thomson. 2017. *Leveraging the COSO Internal Control – Integrated Framework to Improve Confidence in Sustainability Performance Data*.
- National Commission on Fraudulent Financial reporting. 1987. *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*. (鳥羽至英・八田進二共訳. 1992. 『不正な財務報告ー結論と勧告ー』. 白桃書房).
- Securities and Exchange Commission (SEC). 2010. Release Nos. 33-9106; 34-61469; FR-82, *Commission Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change*.
- Securities and Exchange Commission (SEC). 2016. Release No. 33-10064; 34-77599; File No. S7-06-16, *BUSINESS AND FINANCIAL DISCLOSURE REQUIRED BY REGULATION S-K*, Concept release.
- Securities and Exchange Commission (SEC). 2022. Release Nos. 33-11042; 34-94478; File No. S7-10-22, *Proposed rule, The Enhancement and Standardization of Climate – Related Disclosures for Investors*.
- Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD). 2017. *Recommendations of the Task Force on Climate – related Financial Disclosures*.
- Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD). 2020. *Guidance on Risk Management Integration and Disclosure*. Task Force on Climate-related Financial Disclosures.

(あがり) さとし・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科博士後期課程)